

〔「車両本体価格（消費税 8%込）」や「自動車取得税」と印刷された注文書を 2019 年 10 月以降も使用することの可否〕

Q. 現在使用している注文書には、「車両本体価格（消費税 8%込）」や「自動車取得税」と印刷されていますが、2019 年 10 月 1 日以降、消費税が 10%に引き上げられ、自動車関係諸税も見直された後は、当該注文書を使用することはできますか？

A. 「車両本体価格（消費税 ~~8%~~込）（10%）」、「~~自動車取得税~~ 自動車税（環境性能割）」、「自動車税（種別割）」等、当該箇所を訂正する等、適切に表示すれば、注文書の在庫が残っている間は使用することはできます。併せて、商談の際にも、丁寧に分かりやすく説明をして下さい。